

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	マイナンバーの利用に関する「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書（勤務先異動申告書）」提出手続の簡素化	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 勤労者財産形成貯蓄制度は、勤労者と事業主との労使協定に基づき、事業主が勤労者に代わって賃金からの天引きと金融機関への預入を行うことにより、勤労者の計画的な財産形成を促進し、勤労者の生活の安定を図ることを目的とする制度である。</p> <p>・ 特例措置の内容 財産形成住宅（年金）貯蓄利用者の利便性向上を図るために以下の措置を講じること 「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書」を提出する場合、氏名又は住所の変更の場合だけではなく、勤務先、賃金の支払者、事務代行先の所在地及び名称の変更の場合であっても、当該申告書を提出する者の個人番号の記載を要しないこととし、当該申告書を受理した勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長が、当該申告書に当該個人の個人番号を付記することができることとする。</p> <p>また、「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書」と同一様式である「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書」を提出する場合も、当該申告書を提出する者の個人番号の記載を要しないこととし、当該申告書を受理した勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長が、当該申告書に当該個人の個人番号を付記することができることとする。</p>	
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法 第23条、第71条の6 所得税法 第23条、第181条、第182条 租税特別措置法 第4条の2、第4条の3 租税特別措置法施行令 第2条の18、第2条の19、第2条の31 租税特別措置法施行規則 第3条の5、第3条の12、別表第3（4） </div>	
減収見込額	[初年度] — （ ） [平年度] — （ ） [改正増減収額] — （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的 財産形成住宅（年金）貯蓄利用者の利便性向上を図り、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 平成30年度税制改正では、氏名又は住所の変更に係る「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書」を提出する場合において、当該申告書を提出する者の個人番号の記載を要しないこととし、当該申告書を受理した勤務先等の長及び金融機関の営業所等の長が、当該申告書に当該個人の個人番号を付記するものとされたところである。</p> <p>しかしながら、「財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書」の申告事項には、氏名、住所、個人番号の他、勤務先、賃金の支払者、事務代行先の所在地及び名称の変更も含まれているが、氏名と住所以外の申告事項については、従前の取扱のままとなっているため、同一様式であるにも関わらず申告事項により個人番号記載の取扱が異なることから、先般の税制改正が事務負担の軽減措置としては不十分であるとともに、事務手続上の混乱も招いている。</p> <p>従って、財産形成住宅（年金）貯蓄利用者の事務手続の簡素化及び事務手続上の混乱の解消のために所要の措置を講じる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅳ：非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3：働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること 3-2：豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
	政策の達成目標	勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本要望は、財産形成住宅（年金）貯蓄利用者の利便性を向上させ、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進が図られるものであり、政策手段として有効な措置である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	6—3